

協 約 誓

博多海鐵道株式會社は日本海員組合戸畑支部との間に左の通り協定す

一、社船乗組普通船の特遇條件を左の通り一部改正し昭和十年七月一日より之を實施す

(1) 給料は海事協同會規定の取扱賃金を支給す（給料表は別紙の通り）

(2) 食料金額は月額五圓とす

(3) 年末賞與金は備員に之を支給す

(4) 機關部手當は支給す

二、普通船員の労働條件に關し變更の必要を生じたる時は會社と組合支那との協定の以上定し一方的意志に依る改變は之を無効とす

三、船船乗組普通船員は一切海員組合員とし海員組合は責任を以て之を統制す

右の通り協定し協定書は二通作製各一通宛分有するものとす

昭和十年六月七日

博多海鐵道汽船株式會社

常務取締役 岸 田 恒 太 郎 印

日本海員組合戸畑支部

支 部 長 久 保 長 一 郎 印